

認知症とともに生きる

自分や身近な人に物忘れが！
その時にできる、3つのこと

☎ 福祉こども相談センター
0558(76)8010

最近、物忘れがひどくなったなど思うことはありませんか？

2025年、高齢者の5人に1人が認知症になるという推計があります。

市内の65歳以上の人で想定すると、3,206人となり、古奈区、四日町区、または田京区の住民とほぼ同じ人数が認知症になる計算になります。

あなた自身の物忘れが気になった時、あなたの身近な人に物忘れを感じた時、あなたはどうしますか？

認知症について学んだり、気軽に相談できたりする場所が市内にあります。認知症の人と出会ったときに、何ができるのか、レッツイメージ！



① 認知症を知る

認知症を学ぶ場として、認知症サポーター養成講座を市内3カ所で開催します。ぜひご参加ください。

【長岡地区】

とき／9月16日(金) 13時～15時

とき／あやめ会館

【大仁地区】

とき／9月22日(木) 10時～12時

とき／大仁庁舎

【葦山地区】

とき／9月28日(水) 13時～15時

とき／葦山福祉保健センター

申込先(共通)／福祉こども相談センター

※参加希望日の前日までに申し込みをお願いします。

※出張で行う認知症サポーター養成講座も随時受け付けています。福祉こども相談センターや各地域包括支援センターへご相談ください。

② 「もの忘れ気づきシート」をやってみる、勤めてみる

物忘れには、年齢相応のものとの病的なものがあり、違いがあります。年齢相応の物忘れは部分的ですが、病的な物忘れ(認知症)では、経験した出来事全体を忘れてしまいます。

受診するほどかどうかわびるときは、「もの忘れ気づきシート」をやってみてください。このシートを記入し、医療機関に持参すると、認知症の進行を遅くする対策や、専門家からのアドバイス・支援を受けることができます。「もの忘れ気づきシート」は、地域包括支援センターや福祉こども相談センターで無料配布しています。



▲もの忘れ気づきシート

③ 認知症の相談は 認知症地域支援推進員へ！

認知症地域支援推進員をご存じですか？認知症地域支援推進員は、認知症の人をはじめ、高齢者が、地域で生き

がいを持って自分らしく暮らし続けられるように支援するための活動を、市と協働して行っています。市では、7人の推進員が活動しています。推進員は、認知症カフェで会うことができますので、お気軽にご参加ください。



▲認知症カフェの詳細



まずは相談！

認知症に限らず、高齢者の相談場所として、市内には3つの地域包括支援センターがあります。認知症、介護、医療をはじめ、生活全般の悩みや疑問についての相談に応じています。お気軽に相談してください。

○長岡地域包括支援センター

☎ 055(946)0692

○葦山地域包括支援センター

☎ 055(949)9213

○大仁地域包括支援センター

☎ 0558(76)7311

○福祉こども相談センター

☎ 0558(76)8010

認可外保育施設などを利用しているお子さんがいる保護者の皆さんへ 施設等利用費の無償化について

☎ 幼児教育課 ☎ 055-948-1447

幼児教育・保育の無償化により、事前に「保育の必要性の認定」を受けることで、認可外保育施設や幼稚園などの利用料(施設等利用費)が請求による払戻しの対象となります。対象の要件などは以下のとおりです。詳しくは、利用中の施設または幼児教育課に問い合わせください。

対象者(4月1日時点)／

- ・3～5歳児クラスの保育を必要とする子ども
- ・0～2歳児クラスの保育を必要とする住民税非課税世帯の子ども

提出書類／施設等利用給付認定申請書

- ・保育を必要とする事由を確認できる書類(就労証明書など)

提出先／幼児教育課

【保育を必要とする事由について(保護者全員が該当していることが要件です)】

1	就労	居宅外で就労されている人(予定を含む) (月に60時間以上労働することを常態としていること)
		自営業(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合 (月に60時間以上、子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること)
2	妊娠・出産	保護者が妊娠または出産(出産予定月の2カ月前～出産後の2カ月以内)
3	就学	就学中であること(職業訓練を含む)
4	疾病・障がい	保護者が病気、負傷、心身に障がいを有しており、保育が困難であること
5	介護・看護	同居している親族で、長期にわたる病人や心身に障がいのある人を、常時介護・看護しており、保育が困難であること
6	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
7	求職	求職活動を継続的に行っていること(3カ月以内に就職すること)

- その他／
- ・無償化の対象となる利用料には月額上限があります。
 - ・対象者の要件に該当する場合は、随時認定の申請ができます。
 - ・認定済の児童の保護者には、11月頃に現況届を送付します。

参加無料

市民後見人養成研修 受講者募集

障がい者と高齢者の暮らしや権利を守る成年後見制度の担い手となる「市民後見人」の養成を目的に開催します。 ※本研修を受講すると、市民後見人候補者となります。

研修期間／11月16日(水)～令和5年2月20日(月)

研修会場／葦山福祉・保健センターほか

研修内容／

- ・集合研修3回
- ・YouTubeの動画視聴による在宅学習29時間(数時間分は集合研修となる場合があります)
- ・実習1回(半日程度)

定員／5人(申込受付後に選考し、10月上旬に結果を通知します)

申込／9月16日(金)まで

※申込書と募集要項は市成年後見支援センター(大仁庁舎)でお渡しします。

※受講要件がありますので、詳しくは市社会福祉協議会HP または募集要項をご覧ください。



☎ 市成年後見支援センター(市社会福祉協議会くらし相談窓口内)
☎ 0558(76)8012